（別添３）

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5347

No.	項目		内容
①	処分名		宅地造成に関する工事の変更の許可（市街化区域内における宅地造成に関する工事で、変更後の宅地造成に関する工事に係る土地の面積が1ヘクタール未満の場合）
②	法令名		宅地造成等規制法
③	法令番号		昭和36年法律第191号
④	根拠条項		第12条第１項
⑤	処分権者		所管土木事務所長（委任先）
⑥	法令の定め		(変更の許可等) 第十二条　第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
⑦	審査基準		宅地造成等規制法施行細則（昭和39年京都府規則第25号）
⑧	経由機関名		
⑨	協議機関名		市町村等
⑩	標準処理期間		（⑪合計期間）３０日
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	
⑫	問合せ		建築指導課開発指導担当
⑬	備考		

（別添３）

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5347

No.	項目		内容
①	処分名		宅地造成に関する工事の変更の許可（市街化区域内における宅地造成に関する工事で、変更後の宅地造成に関する工事に係る土地の面積が1ヘクタール以上の場合）
②	法令名		宅地造成等規制法
③	法令番号		昭和36年法律第191号
④	根拠条項		第12条第１項
⑤	処分権者		京都府知事
⑥	法令の定め		(変更の許可等) 第十二条　第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
⑦	審査基準		宅地造成等規制法施行細則（昭和39年京都府規則第25号）
⑧	経由機関名		所管土木事務所長
⑨	協議機関名		市町村等
⑩	標準処理期間		（⑪合計期間）４４日
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	
⑫	問合せ		建築指導課開発指導担当
⑬	備考		

（別添３）

審査基準及び標準処理期間

所属名	建設交通部建築指導課
内線番号	5347

No.	項目		内容
①	処分名		宅地造成に関する工事の変更の許可（市街化調整区域内における宅地造成に関する工事の場合）
②	法令名		宅地造成等規制法
③	法令番号		昭和36年法律第191号
④	根拠条項		第12条第１項
⑤	処分権者		京都府知事
⑥	法令の定め		(変更の許可等) 第十二条　第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
⑦	審査基準		宅地造成等規制法施行細則（昭和39年京都府規則第25号）
⑧	経由機関名		所管土木事務所長
⑨	協議機関名		市町村等
⑩	標準処理期間		（⑪合計期間）４４日
		経由期間	
		協議機関	
		当該処分機関	
⑫	問合せ		建築指導課開発指導担当
⑬	備考		